

令和8年度国民健康保険税の課税について

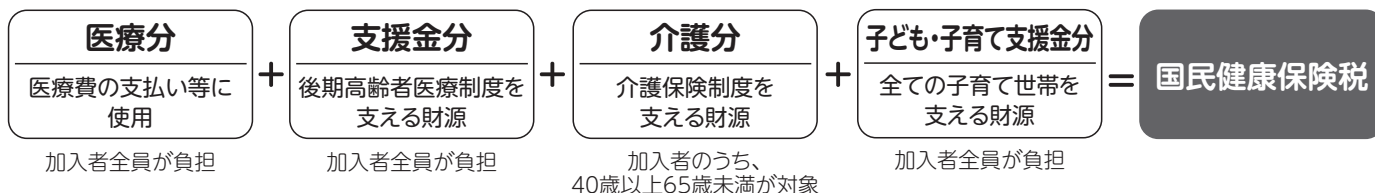
国民健康保険事業に要する費用は、加入者(被保険者)のみなさんにご負担いただく国民健康保険税(地方税法第703条の4および甲賀市国民健康保険税条例第1条に基づき課税)と国の補助金等によってまかなわれています。

■ 納税義務者

納税義務者は**世帯主**です。世帯主が社会保険等に加入していて、国民健康保険の加入者でなくても、その世帯内に加入者がいるときは世帯主に課税されます。(この場合、世帯主の所得は、国民健康保険税の計算には含まれません。)

■ 国民健康保険税の算定について

国民健康保険税は、加入者全員に係る医療分と支援金分、子ども・子育て支援金分、40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に係る介護分で構成されています。また、それぞれの区分には「所得割額」・「均等割額」・「平等割額」があり、これらの合計額が国民健康保険税額となります。



所得割額算定のため、所得を申告していない方は所得を申告してください。

区 分		税 率			
		医 療 分	支 援 金 分	介 護 分	子ども・子育て支援分
所 得 割 額	$\left\{ \begin{array}{l} \text{加入者の前年中} \\ \text{の総所得金額等} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除} \\ \text{(430,000円)} \end{array} \right\} \times \text{税率}$	7.35%	2.70%	2.35%	0.27%
均 等 割 額	加入者1人に対して(年額)	25,700円	9,900円	10,800円	1,200円※
平 等 割 額	加入世帯に対して(年額)	20,800円	7,300円	6,000円	700円
賦 課 限 度 額	1世帯で算定した所得割額、均等割額、平等割額の合計額の限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※ 18歳以上被保険者均等割額は1人について40円を含む

○ 年度の途中で40歳になられる方の介護分について

40歳になられた月(1日が誕生日の方は前月)からの介護分を計算し、その年度の残りの納期の数に分けて納めていただきます。

○ 年度の途中で65歳になられる方の介護分について

65歳になられる月の前月(1日が誕生日の方は前々月)までの介護分を計算し、10回(6月～3月)に分けて国民健康保険税として納めていただきます。65歳以上(介護保険第1号被保険者)になられると、国民健康保険税とは別に介護保険料として納めていただくことになります。

○ 年度の途中で後期高齢者医療制度へ移行される方について

後期高齢者医療制度へ移行される月の前月までの医療分および支援金分(65歳到達時に移行される場合は介護分も含む)を計算し、移行される前月までの納期の数に分けて国民健康保険税として納めていただきます。移行後に他の加入者が継続して加入される場合、加入月分を10回に分けて納めていただきます。

社会保険等が変わったら ～マイナ保険証の方も手続きが必要です!～

国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。手続きには、下記のものをご持参ください。社会保険等の資格取得日からは、国民健康保険を使用できません。使用した場合は、医療費を返還していただく場合があります。

なお、資格喪失手続きをされた月の翌月に国民健康保険税の額を再計算し、更正通知書等を送付させていただきます。

【手続きに必要なもの】・新しく加入した社会保険等の資格確認書など保険の資格が確認できるもの

・国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ・マイナンバーカードなどの本人確認書類

資格喪失手続きについてのお問い合わせ

保険年金課 国保年金係 TEL 0748-69-2140

裏面もご覧ください。

■ 特別徴収(年金から引き去りの方)

4月、6月、8月はその年の2月と同額を納めていただき(仮徴収)、本年度の国民健康保険税決定額から仮徴収分を引いて、残額を10月、12月、2月で納めていただくことになります。(100円未満の端数は10月に合算します。)なお、口座振替に変更を希望される場合は、条件により変更が可能です。

なお、次の①から④の全てに該当する方は原則特別徴収となります。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
- ② 加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ③ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金額の2分の1を超えていない
- ④ 介護保険料が年金からの引き去り納付である

※後期高齢者医療制度に移行される(75歳に到達される)年度においては特別徴収が中止となり、特別徴収になる以前の納付方法(口座振替または納付書)に変更となります。この他、加入者の所得に変更があった場合など、特別徴収が中止となる場合があります。

■ 低所得世帯に対する軽減について

次の条件に該当する世帯は、均等割額・平等割額について、それぞれの割合で軽減されます。

所得を申告していない世帯には軽減制度は適用されません。所得の申告をしていない世帯主(国民健康保険加入者でない世帯主も含みます)、加入者は所得を申告してください。

軽減区分	軽減の対象となる世帯の所得の基準額(前年の所得)
7割軽減	世帯主と加入者の合計所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	世帯主と加入者の合計所得が43万円+(31万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	世帯主と加入者の合計所得が43万円+(57万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※世帯主が他の健康保険等に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定用の所得に含まれます。

※後期高齢者医療制度へ移行された方については、同日以後継続して同一世帯に属する方の所得・人数も含めて軽減判定します。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入65万円超)又は公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける人のことです。

■ 特定世帯・特定継続世帯に対する軽減について

国民健康保険加入の2人世帯で、1人が後期高齢者医療制度に移行し、もう1人が国民健康保険の加入者として残った世帯については、5年目までの世帯(特定世帯)は医療分及び支援金分の平等割額の半額を、6年目から8年目になる世帯(特定継続世帯)については、医療分及び支援金分の平等割額の4分の1の税額を軽減する措置を設けています。

■ 旧被扶養者世帯に対する減免について

届出必要

75歳以上の方及び65歳以上で一定の障がいがある方が、会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方(65～74歳)が新たに国民健康保険に加入することになる場合、申請していただくことで所得に応じてご負担いただく所得割額が免除されます。

また、加入日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、加入者1人当たりのご負担いただく均等割額が半額となり、さらに加入者が1人の場合などには、世帯ごとにご負担いただく平等割額も半額になります。

■ 非自発的失業者世帯に対する特例の申告について

届出必要

会社都合による解雇や倒産、雇止めなど非自発的理由により離職された65歳未満の方で、失業給付を受けられ、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当される場合は、前年の「給与所得」を100分の30に減額して国民健康保険税を算定します。軽減期間は離職日の翌日の属する年度から、その年度の翌年度末までとなります。対象となる方は申告してください。

■ 産前産後相当期間分の軽減について

届出必要

子育て世帯支援のため、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税を免除することにより、世帯に係る保険税を軽減します。

課税についてのお問い合わせ

税務課 市民税係 TEL 0748-69-2128

詳しくは市ホームページへ

